

「児童相談 I Tナビシステム」等のシステムに係る情報セキュリティの充実について

対象受検機関： I T・業務改革課、子ども室家庭支援課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 対象事務事業の概要</p> <p>(1) 児童相談 I Tナビシステムは、平成19年6月から各子ども家庭センターにおいて、児童相談等に関する一連の業務に利用されており、個人情報登録されている。</p> <p>(2) マイナンバー利用開始により、平成27年度に以下の改修を実施した。</p> <p>ア マイナンバーを入力する欄を用意</p> <p>イ 入力されたマイナンバーを、大阪府の宛名システムに連携</p> <p>ウ 登録したマイナンバーを用い、法に定める範囲内で、特定個人情報の提供及び照会を行う仕組みを設計</p> <p>(3) 子ども家庭センターでマイナンバーを取り扱う業務は、以下のとおりである。</p> <p>ア マイナンバーが記載された証拠書類の受領、保管、廃棄</p> <p>イ 個人番号利用事務ネットワーク内の専用端末から、児童相談 I Tナビシステムへのマイナンバーの入力</p> <p>ウ 登録したマイナンバーを用いた、法に定める範囲内での特定個人情報の提供及び照会</p> <p>(4) 児童相談 I Tナビシステムの保守運用業務については、外部委託を行っている。</p> <p>2 現行の情報セキュリティに係る規程等</p> <p>(1) 全庁ルールについて</p> <p>ア 情報システムの開発等に関する基本要綱【平成26年4月1日制定】</p> <p>イ 情報システムの導入に関するガイドライン【平成26年4月1日制定】(以下「ガイドライン」という。)</p> <p>ウ 大阪府電子計算機、情報通信ネットワーク及び情報システム管理運用規程【平成8年9月30日制定(最終改正平成28年4月1日)】</p> <p>エ 情報セキュリティに関する基本要綱【平成26年4月1日制定】(以下「セキュリティポリシー」という。)</p> <p>オ 情報通信基盤の利用に関する基本要綱【平成26年4月1日制定】</p> <p>カ 大阪府個人情報保護条例【平成8年3月29日制定(最終改正平成28年4月1日)】</p> <p>(2) 児童相談 I Tナビシステムについて</p> <p>大阪府子ども家庭センター個人情報等取り扱いハンドブック【平成28年6月制定】(以下「ハンドブック」という。)</p>	<p>1 マイナンバーを取り扱う業務に係る情報セキュリティについて</p> <p>(1) 子ども家庭センターにおける課題</p> <p>子ども家庭センター職員のマイナンバーの取扱いに関するルールとしてハンドブックが定められているが、以下の点についての記載がない。</p> <p>ア マイナンバーの取得を目的としていないにも関わらず入手した場合の取扱ルール</p> <p>イ 府民からの要望によりマイナンバーを修正した場合の取扱ルール</p> <p>ウ 特定個人情報等が記載された証拠書類の保管に関するルール(常時施錠されたキャビネット等への保管等)</p> <p>(2) 全庁的な課題</p> <p>マイナンバーの利用開始に伴い配備された個人番号利用事務ネットワークの専用端末に関し、以下の課題がある。</p> <p>ア 専用端末のハードディスク等へのマイナンバーの保存について、技術的に制限されておらず、禁止するルールもない。</p> <p>イ 盗難防止対策に関するルールが明文化されていない。</p> <p>ウ 個別の情報システムにおけるユーザ I Dの定期的な棚卸ルールが明文化されていない。</p> <p>エ 生体情報を用いた認証ができない利用者を臨時的に認証する場合に、利用者の本人確認をするための手順が明文化されていない。</p> <p>オ ソフトウェアを追加導入する場合の申請様式が定められていない。</p> <p>2 情報システムにおけるセキュリティ機能の要求水準について</p> <p>ガイドラインやセキュリティポリシーにおいては、パスワードやアクセスログなど情報システムのセキュリティ機能として必要とされる項目についての対策等が記載されているが、パスワードの最少桁数・有効期限、アクセスログの取得範囲・アクセス権限など、具体的な要求水準については定められていない。</p> <p>今回監査対象とした児童相談 I Tナビシステムにおけるセキュリティ対策についても、運用面での取組は行われているものの、パスワードの有効期限の設定や、取得するアクセスログの範囲の拡大など、より安全性を高めるためのシステムの機能の強化については課題が見られる。</p>	<p>1 マイナンバーを取り扱う業務に係る情報セキュリティの一層の強化</p> <p>(1) 子ども家庭センターにおけるルールの整備</p> <p>子ども室家庭支援課においては、マイナンバーの取得を本来の目的としない場合も含め、マイナンバーを取り扱う業務を洗い出すとともに、必要なルールについて検討し、具体的にハンドブックに記載されたい。</p> <p>また、証拠書類の保管に関するルールについても、ハンドブックに明記されたい。</p> <p>(2) 全庁的ルールの整備</p> <p>I T推進課においては、マイナンバーに係る情報セキュリティの確保に万全を期すため、個人番号利用事務ネットワークの専用端末について全庁的な管理ルールを定め、周知徹底を図られたい。</p> <p>2 情報システムにおけるセキュリティ機能の要求水準の明確化</p> <p>I T推進課においては、情報システムで取り扱う情報の重要度に応じて必要とするセキュリティ機能の水準を、ガイドラインやセキュリティポリシー等において明確にされたい。</p> <p>子ども室家庭支援課が所管する児童相談 I Tナビシステムについては、より一層のセキュリティ強化のため、I T推進課とも協議しながら、システム及び運用面の改善に取り組まれたい。</p>

3 監査の着眼点

- (1) 保有するマイナンバー情報は最小限となっているか。
- (2) マイナンバー情報へのアクセス可能者は、職務上必要な者のみとしているか。
- (3) 不要なマイナンバー情報は、速やかに削除・廃棄しているか。
- (4) 入力ミス等、人的なミスを防止する仕組みがあるか。
- (5) 外部連携先や、大阪府内他システムに悪影響を与えないように考慮されているか。
- (6) 情報セキュリティに係る全庁的なルールは整備されているか。
- (7) 各所属、IT推進課、外部委託先の役割分担は適切か。

3 情報システムの開発等を委託する場合に事業者に行うべき説明について

セキュリティポリシー第43条において「情報システム等の開発等を事業者へ委託する場合、(中略)この要綱のうち事業者が守るべき内容を説明し、遵守させるよう努めなければならない」とされているが、その内容について具体的に示されていない。

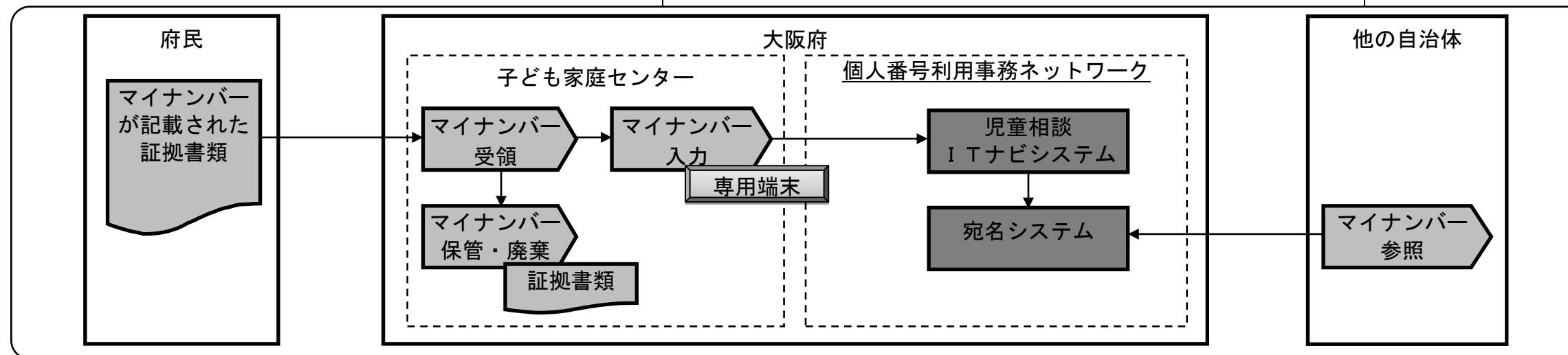
今回監査対象とした児童相談ITナビシステムに関する外部委託においても、事業者へ遵守させる内容について、仕様書で明確にされておらず、説明も実施されていない。

3 委託事業者への説明すべき内容の明確化

IT推進課においては、システム開発等を委託する場合の受託事業者への説明内容について、取り扱う情報の重要度に応じて明確化することを検討されたい。

また、子ども室家庭支援課においては、児童相談ITナビシステムの保守運用等の委託(再委託を含む)を行う際には、IT推進課とも協議の上、当該事業者が遵守すべき事項について仕様書で明確にするとともに、説明を実施されたい。

【事務事業のイメージ図】



【関係条項等】

セキュリティポリシー第43条

情報システム管理者は、情報システム等の開発等を事業者へ委託する場合、当該事業者からの再委託を受ける事業者も含めて、この要綱のうち事業者が守るべき内容を説明し、遵守させるよう努めなければならない。

セキュリティポリシー第48条

- 2 職員は、自己の管理するパスワードに関し、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) パスワードは、他者に知られないように管理すること。
 - (2) パスワードは秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
 - (3) パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにする。
 - (4) パスワードが流出したおそれがある場合、情報セキュリティ管理者に速やかに報告のうえ、パスワードを速やかに変更すること。
 - (5) パスワードは定期的に、又はアクセス回数に基づいて変更し、古いパスワードを再利用しないこと。
 - (6) 複数の情報システムを扱う職員は、同一のパスワードを情報システム間で用いないこと。
 - (7) 仮に発行されたパスワードは、最初の認証時点で変更すること。
 - (8) 端末機にパスワードを記憶させないこと。
 - (9) 共有のIDを除き、職員間でパスワードを共有しないこと。

セキュリティポリシー第53条

- 情報システム管理者は、情報システム等の各種の動作記録及び情報セキュリティ対策に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。
- 2 情報システム管理者は、前項で取得及び保存した記録について、重要度に応じて期間を定めて保管するとともに、詐取、改ざん、誤消去等が行われないよう必要な措置を講じなければならない

措置の内容

【子ども室家庭支援課】

- 1 (1) 子ども家庭センターにおけるマイナンバーの取扱については、マイナンバーの取得を本来の目的としない業務も含めてルール化し、大阪府子ども家庭センター個人情報等取り扱いハンドブックに明記した。
- 2 情報システムにおけるセキュリティ対策については、
 - ① パスワードの有効期限については、3か月ごとに変更することは、運用上のルールで徹底している。マニュアルへの記載については、「児童相談ITナビシステム管理者用簡易マニュアル」へ平成29年3月に記載済み。
 - ② 取得するアクセスログについては、新たに「入力内容」などについてログの取得ができるよう対応し、最低保存期間を設定した。
 - ③ アクセス権限については、業務内容・職階に応じて設定の上、参照のみを可能とした。
- 3 委託事業者への説明については、IT・業務改革課と協議の上、契約時の特記仕様書の中で「個人情報取扱特記事項」で適正管理について記載しており、誓約書も受理している。セキュリティポリシーも業者に渡し、平成29年1月6日にセキュリティ対策について遵守するよう説明した。

【IT・業務改革課】

- 1 (2) 全庁的ルールの整備について
個人番号利用事務ネットワーク専用端末の全庁的な管理ルールについて、「個人番号利用事務ネットワーク内で端末機を利用する際に遵守すべき事項について」として作成し、平成29年12月1日に個人番号を使用する情報システム利用課宛に周知した。
- 2 情報システムにおけるセキュリティ機能の要求水準について
情報の重要度に応じたシステムの備えるべきセキュリティ機能について、「情報システムに求められるセキュリティ水準について」として作成し、平成30年1月26日に庁内に周知した。
- 3 情報システムの開発等を委託する場合に事業者に行うべき説明内容について
情報システム開発等を委託する場合の受託事業者への説明内容について、「情報システムの開発等において事業者が遵守すべき事項について」として作成し、平成30年1月26日に庁内に周知した。

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年12月2日及び同月12日）